

山の手小学校 いじめ防止基本方針

令和8年4月1日 改訂

1. いじめとは何か

(1) いじめの定義（いじめ防止法第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（注1）「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒、塾やスポーツ少年団等当該児童生徒が関わっている他校の仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒との何らかの人的関係を指す。

（注2）「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。

(2) いじめについての基本的理解

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、いじめ防止法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。

また、インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいた場合などにおいて、当該児童生徒がそのことを知らずにいたとしても、いじめる行為を行った児童生徒に対して教育的指導が適切に行われるべきである。加えて、いじめに当たると判断した場合でも、その全てが厳しい指導を要する場合であると限らない。学校は「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、この場合においても、法が定義するいじめには該当するため、いじめ防止対策委員会への情報共有をすることは必要である。

◆具体的ないじめの態様

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話、スマートフォン等、誹謗中傷や嫌なことをされる

※国の「いじめの防止等のための基本的な方針」より

(3) いじめに対する基本的な構え

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日常的に「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。

2. いじめの未然防止

いじめ防止において、「いじめが起らない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、「いじめは、どの子どもにもどの学校にも起こりえる」という認識をすべての教職員がもち、望ましい人間関係を築き、豊かな心を育む「いじめを生まない土壌づくり」「自浄力の育成」に取り組むことが大切である。

子どもの実態、保護者の意識、地域や学校の特性等を把握した上で、年間を見通した予防的・開発的な取組を実施していく。

(1) 児童の実態の把握

子どもの個々の状況や学級・学年・学校の実態を把握した上で、いじめ防止への具体的な指導計画を立てることが必要である。

本校では、子どもの実態把握の方法として、次の3点を共通して行う。

- ① 子どもの表情や態度等から捉える日常的な実態把握
- ② シャボテンログを用いた健康観察
- ③ 学校独自の児童アンケート
 - 7月に行う「学校評価」に項目を位置付ける
- ④ 市教委の『悩みやいじめに関するアンケート調査』（年1回実施）

【補足】

市教委の『悩みやいじめに関するアンケート調査』（年1回実施）

- ・担任が聞き取るための時間の確保
- ・保護者に伝えるための時間の確保
- ・いじめ防止対策委員会で協議するための時間の確保

（2）児童の参画

- 一連のいじめ未然防止のために、児童会を中心として全校的な活動を組織する。
- 上記と同様に、各学年学級でも、自分たちの学年学級の問題として活動を考えてさせていく。いじめに直接つながらなくても、学年学級の問題に対して発達段階に応じて活動をつくりだしている姿勢を大事にしたい。

（3）学校づくり ～互いに認め合い信頼し支え合う仲間づくりを図る～

自分たちで望ましい人間関係や生活を築く集団活動を通して、子どもが自分自身を価値ある存在と認め、自尊感情を感じ取れる「心の居場所づくり」の取組が大切である。

教職員の姿勢は、子どもにとって重要な教育環境の一つである。教職員が子どもに対して愛情をもち、配慮を要するとする子どもを中心に据えた温かい学級経営や教育活動を展開することが、子どもの自己肯定感や自己有用感を育むことにつながり、いじめの発生を抑え、未然防止の大きな力となる。

■自尊感情を高める学級づくり

学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う仲間づくりが必要である。教職員の温かい声かけや「仲間から認められた」「仲間の役に立った」という経験が、自尊感情を高めることにつながり、自分のよさに自信をもち仲間を大切にしながら主体的に活動する姿をつくり出す。

■子どものよきモデルとしての教師

子どもは、教職員の一挙手一投足に目を向けている。教職員の何気ない言動が子どもを傷つけ、結果としていじめを助長してしまう場合がある。教職員は、子どものよきモデルとなり、信頼されることが求められる。

■教職員の協働体制

温かい学級経営や教育活動を学年や学校全体で展開していくためには、教職員の共通理解が不可欠である。情報を共有化し、互いに学級経営や生徒指導等について尋ねたり相談したりすることができる職場の雰囲気大切である。そのためには、校内組織が有効に機能し、様々な問題へ協働で対応する体制を構築するとともに、子どもと向き合う時間や居場所を確保し、子どもを中心に据えた教育活動を展開していくことが必要である。

また、話し合いを重視した授業の推進にも取り組む。少人数グループや学級全体での話し合いを適宜取り入れ学習規律を守る態度を育む。

(4) 保護者や地域へのはたらきかけ

年度初めの教育説明会において、いじめ防止の指導方針などを説明し、学級懇談会等で意見交換する場を設ける。また、いじめのもつ問題性や家庭教育の大切さを具体的に理解してもらうために、学校・学年便り等による広報活動の充実を図ることも大切である。

(5) 教職員の研修

日常的に「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことができるよう、定期的に研修を行い教職員の資質や能力を高めることが必要である。

■研修① 4月 学校いじめ防止基本方針の理解

■研修② SNS等のコミュニケーションを学ぶ出前講座（5・6年児童、保護者、教職員）

3. いじめの早期発見

いじめは、早期に発見することが早期の解決につながる。早期発見のためには、日頃から子どもとの信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは、教職員や大人が気付きにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が子どもの小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められる。また、教職員間で情報を共有し、保護者とも連携して情報収集に努めることが大切である。

(1) 早期発見のための手立て

■日常の観察

休み時間や給食・清掃時間等の子どもたちの様子にも目を配る。「子どもがいるところには教職員がいる」ことを目指し、子どもと共に過ごす機会を積極的に設けることは、いじめ発見に効果がある。

シャボテンログを用いた健康観察も活用していく。アラートが出ていない場合でも、積極的に声をかけていく。

■子どもの人間関係の把握

子どもは、中学年からグループを形成し人間関係が固定化し始める。発達の個人差も大きくなる時期であることから、その時期からいじめが発生しやすくなる。学級内にどのようなグループがあり、そのグループ内の人間関係がどのようになっているかを把握し、気になる言動が見られた場合には適切な指導を行い、関係修復にあたる必要がある。

■気軽に相談できる環境づくり

日常生活の中での教職員の声かけ等、子どもが日頃から気軽に相談できる環境をつくることが重要である。それは、教職員と子どもたちとの信頼関係の上で形成されるものである。

■アンケート調査の実施…2 - (1) 参照

本校独自の児童アンケートや市教委の『悩みやいじめに関するアンケート調査』（年1回実施）等を活用して実態把握に努める。いじめられている子どもにとっては、アンケート用紙に記入することが難しい状況も考えられるので、アンケートはあくまでも発見の手立ての一つであるという認識も必要である。

(2) 相談しやすい環境づくり

子どもが、教職員や保護者にいじめについて相談することは、とても勇気がいる行為である。いじめられている側から「チクった」と言われて、いじめの対象になったり、更にいじめが助長されたりする可能性があることを教職員が十分に認識し、その対応について細心の注意を払うべきである。

■本人からの訴え

日頃から「よく言ってくれたね」「全力で守るからね」という教職員の姿勢を伝えるとともに、実際に訴えがあった場合には全力で守る手立てを講じ、心身の安全を保障する。

■周りの子どもからの訴え

いじめを訴えたことにより、その子どもへのいじめが新たに発生することを防ぐために、他の子どもたちから目の届かない場所や時間を確保し、訴えを真摯に受け止める。「よく言ってくれたね」とその勇気ある行動を称え、情報の発信元を絶対に明かさないと伝え、安心感を与える。

■保護者からの訴え

保護者がいじめに気付いたときに即座に学校へ連絡できるように、日頃から保護者との信頼関係を構築しておくことが大切である。問題が起こった時だけの連絡や家庭訪問では信頼関係は築けない。問題が起こっていないときにこそ、よいところや気になること等の学校の様子を連絡し、保護者との信頼関係を築いていくようにする。

■家庭・地域との連携

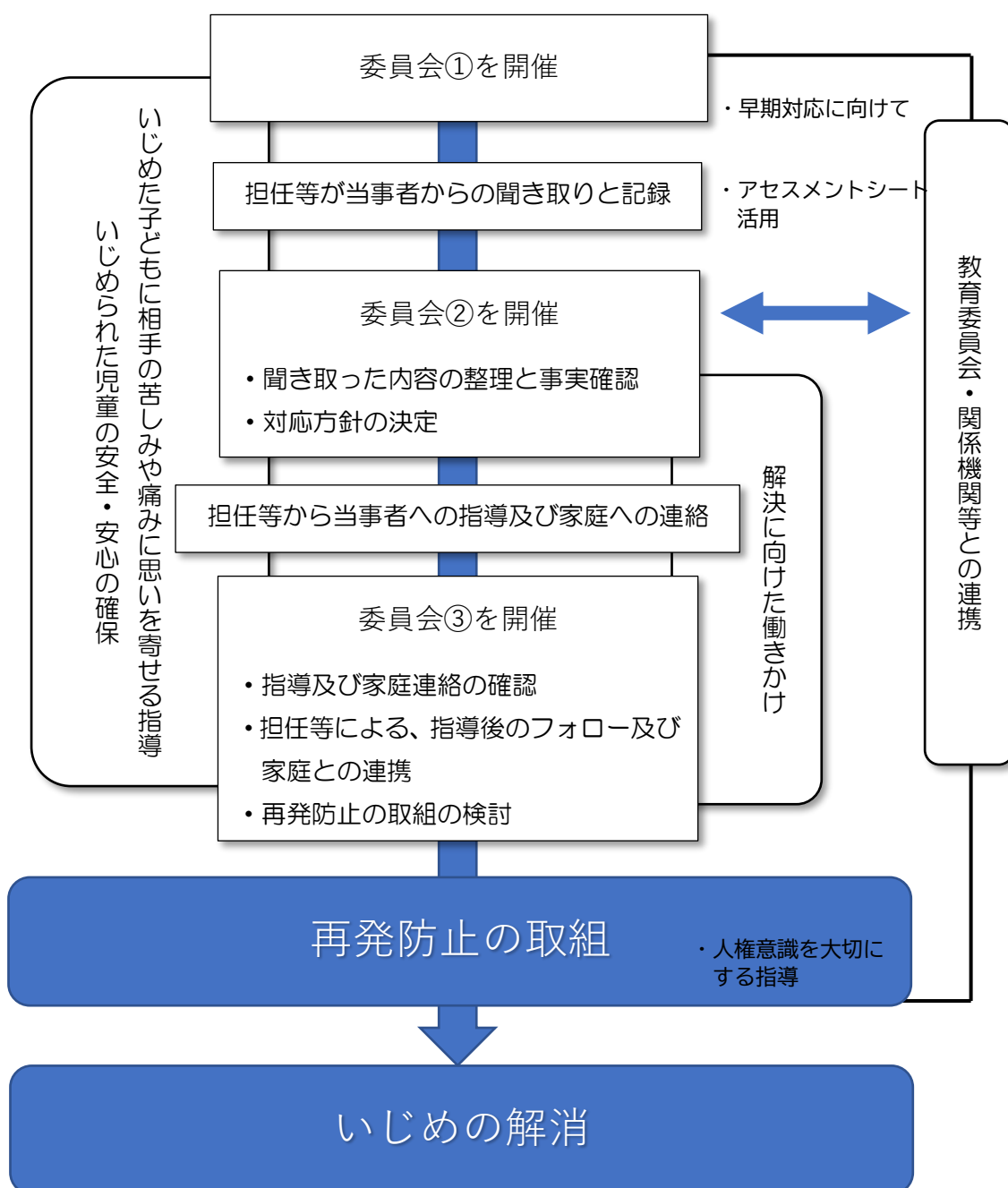
いじめ防止等についての家庭や地域の理解を促進する。いじめ防止対策委員会の開催予定日やいじめに係るアンケート調査未然防止教育の取組など学校が計画した取組について、お便りやHPで発信する。

4. いじめへの対応

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応を行うことが必要である。いじめられている子どもの苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、学校全体で組織的に対応することが重要である。

(1) いじめ対応の基本的な流れ

●いじめの疑いのある情報を把握した場合の基本的な流れ



・SC等の心のケア

・心の教育の充実、だれもが大切にされている学級経営

【いじめの解消】

- ①被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が、少なくとも3か月以上継続していること。ただし、この期間は、いじめの被害の重大性等を考慮し、学校の設置者又は、いじめ防止対策委員会の判断により、より長期の期間を設定するものとする。
- ②被害児童が、いじめ行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。
- ③いじめの解消の判断は、上記のことを踏まえ、いじめ防止対策委員会で行う。

(2) いじめ発見時の緊急対応

いじめを認知した教職員は、その場でそのときにいじめを止めるとともに、いじめていた子どもに適切な指導を行うことが必要である。併せて、**直ちに管理職に報告**し、学級担任・学年主任・保健主事（いじめ防止対策委員会）に連絡し対策を練る。

■事実確認と情報の共有

いじめの事実確認においては、いじめの行為を行うに至った経過や心情などをいじめていた子どもから聞き取るとともに、周りの子どもやいじめられた子どもの保護者などからもくわしく情報を得て、正確な実態把握に努める。

なお、保護者対応は、複数の教職員（担任、学年主任、担任外教諭等）で対応し、事実に基づいて丁寧に行う。短時間で正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とし、管理職等の指示のもとに教職員間の連携と情報共有を随時行う。

- 誰が誰をいじているのか？【加害者と被害者の確認】
- いつ、どこで起こったのか？ 【時間と場所の確認】
- どのようないじめか？どんな被害を受けたか？【内容】
- いじめのきっかけは何か？ 【背景と要因】
- いつ頃からどのくらい続いているのか？ 【期間】

(3) いじめが起きたときの対応

■いじめられた子どもに対して

子ども…まず、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。「最後まで守り抜くこと」「全力を挙げて必ず解決すること」を伝える。

保護者…**発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者と面談**し、事実関係を直接伝える。保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。「継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組んでいくこと」を伝える。

■いじめた子どもへに対して

子ども…いじめた気持ちや状況等について十分に聞き取り、子どもの背景にも目を向けて指導する。心理的な孤立感や疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然と

した対応と粘り強い指導を行い、いじめが決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを理解させる。

保護者…正確な事実関係を説明し、いじめられた子どもや保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、双方にとってよりよい解決を図っていく決意を伝える。いじめは決して許されない行為であるという毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。

■周りの子どもに対して

当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年・学校全体の問題として捉え、いじめの傍観者から抑止する仲裁者への転換を促す。いじめは決して許されないという毅然とした姿勢を、学級・学年・学校全体に示す。はやしたてたり見て見ぬふりをしたりする行為も、いじめを肯定していることを理解させるとともに、いじめを訴えることは正義に基づいた勇気ある行動であることを理解させるように指導する。

■継続した指導を図る

いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折りに触れて必要な指導を継続的に行っていくことを怠ってはならない。いじめられた子どものよさを見付け、褒めたり励ましたりして自信を取り戻させる。カウンセラー等を活用し、いじめられた子ども・いじめた子ども双方の心のケアにあたる。

いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止に向けて日常的に取り組む内容について洗い出し、いじめのない学級づくりへの取組を強化する。

■警察との連携を図る

児童の命や安全を守ることを最優先に、いじめが犯罪行為に相当し得ると考えられる場合には、学校として、警察への相談・通報を行い、適切な援助を求める場合がある。

5. いじめ防止等の対応のための学校内組織

学校がいじめの問題に実効的に対応するためには、学校に常設の組織を必ず設置することが「法」に規定されている。本校では、特別委員会として、「いじめ防止対策委員会」を設置する。

(1) いじめ防止対策委員会

校長、教頭、教務主任、生徒指導担当（保健主事）、担任外、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーをもって構成する。組織の責任者は校長とし、いじめ防止のすべての取組は校長の監督下で行う。委員会を定例（年12回程度）で開催するほか、随時開催することもある。

また、必要に応じて巡回指導相談員、PTA役員（1～2名）が参加する。

なお、緊急参集メンバーとして、校長・教頭・教務主任・保健主事・担任外・該当担任がいじめ問題について対応にあたる場合がある。

【いじめ防止対策委員会の活動内容】

- いじめの疑いに係る情報があったときは、緊急に会議を開き、情報の迅速な共有、関係児童への聴取、事実関係を明確にして、指導や支援体制、対応方針を決定し、関係する保護者と連携を図りながら適切に対応する。
- 『いじめ防止基本方針』に基づく取組の実施、具体的な年間計画の作成と実行、検証及び改善を行う。（PDCAサイクルで検証する。）
- いじめや問題行動などに係る情報を集約し、それらの情報は教職員に共有化を図る
- いじめの相談、通報の窓口としての役割を遂行する。

（２）教育相談体制の整備

■教職員…ゲートキーパーの役割を

教職員一人一人が、悩んでいる子どもに気付いて声をかけ、話をよく聴いて、必要な支援につなげていくというゲートキーパーの役割を果たすことが求められる。そのためには、教職員がゲートキーパーとしての基礎的素養を身に付け、保護者や地域・関係機関と連携しながら迅速かつ適切に対応することが重要である。

■学校外の人的資源の活用

スクールカウンセラーや巡回指導相談員を有効に活用し、子どもや保護者が不安や悩みをいつでも気軽に相談することができる教育相談体制を築く。

また、家庭内部の問題や家庭間の問題に入らざるを得ない場合は、児童相談所、西区保健センター、家庭児童相談室、市教委のセラピスト、スクールソーシャルワーカー等へ繋いでいく。

6. ネット上のいじめへの対応

（１）ネットいじめ…概略

ネット上のいじめとは、パソコンや携帯電話・スマートフォンを利用して、特定の子どもへの悪口や誹謗中傷等をインターネット上のWebサイトの掲示板などに書き込んだり、メールを送ったりするなどの方法により、いじめを行うものである。

インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める必要がある。ネット上のいじめを発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、悪質な事案によっては警察等の専門的な機関と連携して対応していくことが必要である。

ネット上のいじめには、

- ①メールでのいじめ
- ②ブログでのいじめ
- ③チェーンメールでのいじめ
- ④学校非公式サイト（学校裏サイト）でのいじめ
- ⑤SNSから生じたいじめがある。

*ブログ…「ウェブログ」の略で、個人や数人のグループで管理運営され、日記のように更新されるWebサイト。

* SNS…「ソーシャルネットワーキングサービス」の略で、コミュニティ型の会員制Webサイト。

- 匿名性により、自分だと分からなければ何を書いても構わないと安易に誹謗中傷が書き込まれ被害者にとっては周囲のみんなが誹謗中傷していると思うなど、心理的ダメージが大きい。
- 掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗中傷の対象として悪用されやすい。
- スマートフォンで撮影した写真を安易に掲載した場合、写真に付加された位置情報(GPS)や写り込んだ街並みにより自宅等が特定される等、情報が流出する危険性がある。
- 一度流出した個人情報は、回収することが困難であるだけでなく、不特定多数の者に流れたりアクセスされたりする危険性がある。

(2) ネットいじめ…未然防止のために

学校での情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、家庭と学校が連携して指導にあたることが重要である。

【学級懇談で伝えたいこと】

- パソコンや携帯電話等を第一義的に管理するのは家庭であり、フィルタリングだけではなく、家庭において危険から守るためのルールづくりを行うこと。
- ネットへのアクセスは、「トラブルの入口に立っている」という認識や知らぬ間に個人情報流出等のトラブルが起きているという認識をもつこと。
- 他のいじめ以上に深刻な影響を与えるいじめであることを認識すること。

【情報モラル教育で伝えたいこと】

インターネットの特殊性による危険や子どもが陥りやすい心理を踏まえた指導を行う。

<特殊性による危険を踏まえた指導内容>

- 発信した情報は、不特定多数の人にすぐに広がること。
- 匿名であっても書き込みをした人は、特定できること。
- 書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、被害者の自殺、傷害等の犯罪につながる可能性があること。
- 一度流出した情報は、簡単には回収できないこと。
- 違法情報や有害情報が含まれていること。

<子どもが陥りやすい心理>

- 自分だと分からなければ…(匿名で書き込みができるなら…)
- あの子もやっているから…
- 動画共有サイトで目立ちたい。

7. いじめ防止年間計画

期	月	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携	
つくろう	4月	いじめ防止基本方針の確認	身体測定	教育説明会（基本方針） 個人懇談	
	5月	学びの支援全体会①			
	6月	ネットモラル講座			
やってみよう	7月	3部の連携 （いじめ防止の取組）	児童アンケート	保護者アンケート	
	8月				
	9月				
くふうしよう	10月	学びの支援全体会②	身体測定	個人懇談	
	11月				悩みやいじめに関するアンケート
	12月				児童アンケート
つなげよう	1月	子ども理解研修会 学びの支援全体会③	いじめアンケート （追跡調査）	教育説明会	
	2月				
	3月				

通年で実施	情報モラルの指導 道徳教育の充実 ※日常的な情報交流	SCによる教育相談 巡回指導相談員による 巡回指導 健康観察の実施	PTA教育講演会 研修会
-------	----------------------------------	--	-----------------

※毎月の定例いじめ防止対策委員会の開催

8. 重大事態の対処

●重大事態とは

- ①児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
具体的には次のケースなどが想定される。
- ・児童が自殺を企画した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
- ②いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ年間 30 日を目安とする。

以下、札幌市いじめの防止等のための基本的な方針参照